

早いもので今年も残すところ1か月となりました。今年は新型コロナウイルス感染症の話題はぐんと減り、ようやく通常モードになったような気がします。それでは今月も張り切ってお伝えします。

《就労証明書について》

ここ最近の人材不足や働き方改革のためか、結婚、出産後も仕事を続ける女性が増えてきました。また少子化対策の一環として待機児童問題に取り組んだ結果お子さんを保育園に預ける家庭が増加しました。保育園に入園の際や在園中に就労証明書の提出がありますがその記入方法に悩まれる場合があります。記載の仕方や注意点についてお伝えします。就労証明書は、保育の必要性を認定してもらうために行政に提出するものです。そのため1番に注意して欲しいことは虚偽の証明は絶対にしてはならないということです。虚偽の記載は刑法上の罪に問われる可能性があります。事業主が証明するものを労働者が自分に有利になるように勝手に記載することももちろん同様です。また時々、どのように記載したら有利になりますか？という質問をうけますが、そのようなものはありません！とお答えしています。そもそも、全く同じ就労条件の方がいても居住地の保育園の空き状況によって入園できる場合もあるしそうでない場合もあるということです。それでは記入上の注意点です。保育の必要性が問われる1番は就労時間です。固定就労の場合9:00~17:00等休憩時間を含めた始業から終業までの時間を記載します。記載の仕方では迷うのが変則就労(シフト制)の場合です。その場合は基本的な時間(雇用契約に記載されているもの)を記入し他の時間については備考欄を利用しましょう。休日が土日以外の場合、不定期的場合もきちんと記入しましょう。また副業を認めている場合は、労働者がそれぞれの就業先で就労証明書を求めることになります。派遣や出向の場合、派遣先、出向先で証明をもらうことになります。次に問い合わせが多いのが産休・育休についてです。男性の場合産休はありませんが、育休制度は利用する方が増えています。現在取得している場合はもちろん、取得予定や取得済の場合も記載しましょう。該当しなければ、フランクにせず「無し」と記載するといいでしょう。

昨年の10月から産後パパ育休制度により育休が2回までの分割により取得できるようになりました。その場合、第2子以降を出産した場合の育休中に上のお子さんの就労証明書を提出するとき

は、それに代わって「育休証明書」を提出することになります。まとめて取得するほかに、分割予定の分も含めて申請できます。育休証明書に関しては別途ご相談ください。就労証明書の書き方ひとつで入園できるかどうか決まるわけではありません。保護者の状況(死亡や離婚、病気など)により総合的に判断されるものです。くれぐれも正しい証明を心掛けるようにしましょう。

《被扶養者資格の確認についてのお願い》

協会けんぽより、被扶養者の資格確認が届いていると思います。毎年この時期に実施されますが提出はお済みでしょうか？変更の有無に関わらず必ず提出しなければなりません。扶養に入れる場合は、忘れることは少ないのですが就職や収入増による削除の手続きは忘れがちです。そのため、保険証を複数持ち本来の保険者と異なる保険から給付を受けていた事例がありました。そのような場合は、それぞれの保険者間で清算手続きが必要になるのでそうなる前に、日頃より被扶養者の異動に関しては速やかに報告するようにしましょう。今回の確認で既に扶養から抜けている方がいた場合は当事務所にもお知らせくださいますようお願いいたします。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

今月も最後までお読みいただきありがとうございました

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

《お問合せ先》

原 労 務 管 理 事 務 所
社会保険労務士 原 智子
東京都江戸川区西篠崎2-7-32
TEL:03-3679-6713
E-mail satori-h@zpost.plala.or.jp